

# 仙台市 農政だより

2021年 春号



【発行】仙台市経済局農林部(農政企画課、農業振興課、農林土木課)

## 令和3年度農林部主要事業及び新規事業概要

■は令和3年度の新規事業です

### 農業の収益性向上

- **6次産業化等チャレンジ支援事業**  
6次産業化に係る新たな取り組みへのチャレンジを専門家の知見を活用しながら伴走型で支援します。
- **生産・流通モデル構築事業**  
今朝採りの枝豆を飲食店等でその日のうちに提供する「枝豆プロジェクト」等により、市内農産物の生産から流通・販売までを見据えたビジネスモデルを構築・実証します。



6次産業化支援商品 (リンゴのシードル)



枝豆プロジェクト

- **■ SNS等を活用した情報発信の強化**  
ホームページやSNSを活用し、地産地消に関する情報発信を強化します。
- **■ 学校給食向け環境保全米生産補助**  
市内の学校給食に提供する環境保全米を確保するために、環境保全米を生産する市内農業者を支援します。

### 多様な経営体の育成と農地の有効利用

- **認定農業者経営力強化事業**  
認定農業者等を対象に、経営・財務・労務・マーケティングなどの知識やノウハウを習得するため「せんだい次世代農業経営者育成ゼミ」を開催するほか、受講者の経営改善計画の実現に向けてフォローアップ等の支援をします。
- **■ 次世代アグリヒロイン活躍支援事業**  
広く女性農業者を対象とした研修会等を実施し、次世代の女性農業者が活躍する経営体の育成支援を行います。

- **■ スマート農業推進事業**  
産業用マルチローター(通称:農業用ドローン)のオペレーターを確保する集落営農組織等に対して一部経費を補助します。
- **■ 農業法人等収益向上支援事業**  
地域特性に合った付加価値の高い園芸作物の導入等による経営の複合化、栽培技術の向上、省力化、生産経費の削減等に一体的に取り組む、「高収益化」を目指したモデル事業を実施します。

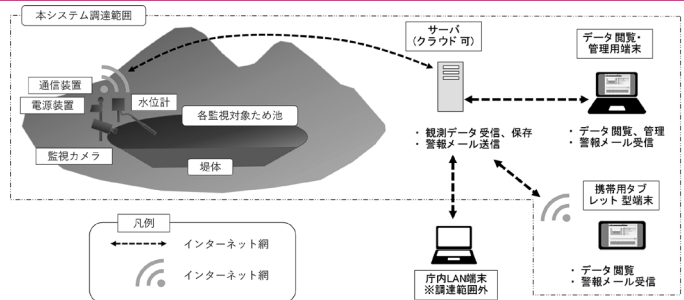
- **■ 圃水稲直播栽培支援事業**  
水稲の直播栽培の普及促進を図るため、5ha未満の直播栽培に取り組む地域の担い手に対して一部栽培経費を補助します。



水稲直播を実施したほ場

### 生産基盤の確保

- **農地整備事業**  
西部地区(大倉日向地区、倉内・大針地区、秋保野尻地区)について、ほ場整備事業を実施し、農地の大区画化をはじめとする耕作条件の改善によって、担い手への農地集積・集約化を促進します。
- **■ 防災重点ため池等監視システム整備・運用**  
防災重点ため池等に監視システム(水位計、定点カメラ)を設置し、災害時の迅速な状況把握に努めます。



### 多面的機能の維持・発揮

- **多面的機能支払交付金**  
農業の持つ多面的機能の発揮に係る農業生産活動の維持や耕作放棄地の発生防止等を目的とした草刈等の共同活動を支援します。
- **■ 大規模防護柵維持管理支援**  
有害鳥獣対策として設置した大規模防護柵(ワイヤーメッシュ柵)の維持管理を行う各地区の農業者団体等に補修資材を支援します。
- **■ 有害鳥獣捕獲強化対策事業**  
野生鳥獣による農作物被害の軽減を図るため、防護柵の設置支援と合わせて地域ぐるみの捕獲対策の推進など捕獲体制の充実を図ります。
- **■ 中山間地域等直接支払交付金**  
傾斜地が多く作業負担が大きい中山間地における農業生産活動の維持等を目的とした草刈等の共同活動を支援します。



電気柵を設置した田



地域ぐるみの捕獲対策の様子

## 農薬は適正・安全に使用しましょう

特に6月から8月は農薬を使用する機会が増えるため、注意しましょう。

### ラベル記載事項の確認

農林水産省の登録番号や使用方法等が表示されている製品のみ使用できます。農薬容器のラベルをよく読み、対象作物名や希釈倍率等の使用基準、防護装備などに関する注意事項を厳守しましょう。

### 周辺の環境へ配慮

散布時は、周辺に農薬が飛散しないように風向きや気象条件に注意しましょう。特に、住宅地等では、人通りの多い時間帯は避ける、事前周知や作業時に看板を設置するなど、十分に配慮しましょう。

### 土壌くん蒸剤の取扱いに注意

クロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤を使用する場合は、周辺の方々や自身の安全のため、そして薬剤の効果を発揮させるためにも被覆を完全に行いましょう。また、防護装備等を必ず着用しましょう。

### 適切な管理と保管

誤飲・誤食を防ぐため、農薬を飲食品の容器に移し替えることは避けましょう。農薬の使用状況記録簿をつけるなど、在庫状況を確認できるようにしておき、鍵のかかる安全な場所で保管しましょう。

△万が一、体に異常を感じたら・・・

農薬の散布によって頭痛やかぶれ等の異常が生じたり、気分が少しでも悪くなった場合には、農薬の容器を持って、直ちに医師の診断を受けましょう。

【農業振興課生産振興係(電話:214-8335)】

## 農作業事故を防ぎましょう

宮城県では毎年4月から6月を「春の農作業安全確認運動実施期間」に設定しており、今年は「見直そう！農業機械作業の安全対策」を重点推進テーマに掲げています。

- 乗用型の農業機械に乗車する時は、シートベルト・ヘルメットを着用しましょう。
- トラクタに作業機を付けた状態で公道を走行する際は、灯火器類の設置と全幅の確認をしましょう。
- 機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行いましょう。機械の掃除や修理を行う場合には、原則機械を停止させましょう。
- 作業をするときは、十分な休憩をとりましょう。長時間継続すると、疲れて集中力が低下し、作業事故が発生しやすくなります。

また、気温の上がる5月頃から熱中症による事故の発生が多くなりますので、注意しましょう。

【農業振興課生産振興係(電話:214-8335)】

農作業を  
お手伝いします!

## 農業サポーターを利用しませんか ~みのりの会より~

みのりの会は「仙台市農業サポーター養成講座(せんだい農楽校)」で農業の基礎を学び、現場実習を重ねた方々で組織されており、令和3年3月現在、男性59名・女性26名の会員が、農業者からの依頼を受け、農作業の支援を行っています。

2時間程度の作業から長時間作業まで、必要な時にさまざまな作業をサポートします。農業サポーターの利用や費用についてのご相談は下記へご連絡下さい。

- ◆主な作業内容：播種、定植、トンネルかけ、除草、収穫、出荷調整、田植え、稲刈り、果樹類の摘心、たい肥づくり・散布等の農作業全般

【仙台ターミナルビル(株)荒井事業所(電話:762-9667)】

## 農地の権利取得に係る下限面積を30アールに引下げました

耕作目的で農地の売買や賃貸借等を行おうとする場合、農地法の規定により市町村の農業委員会の許可を得ることが必要です。許可にあたってはいくつかの要件があり、そのうちのひとつとして経営農地面積を一定以上とする「下限面積要件」があります。

これまで仙台市においては下限面積を50アールと定めていましたが、令和3年4月から市内全域において下限面積を30アールに引下げました。

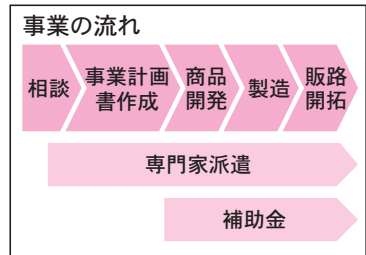
今回の引下げにより、新規就農者が農地の権利取得をしやすくなることに加え、小規模経営の農業者においても経営規模の拡大が図りやすくなります。

【農業委員会事務局事務課農地係(電話:214-4340)】

## 仙台市の農林水産物を活用した6次産業化を支援します

市内産の農林水産物を活用した6次産業化や、農商工連携の取り組みを支援します。

- ◆**対象者**(いずれも市税を滞納していない方に限ります)
  - ・認定農業者・林業者・漁業者・農業協同組合・森林組合
  - ・漁業協同組合・市内の農林漁業者と連携して事業に取り組む商工業者
  - ・その他市長が特に必要と認めた者



- ◆**専門家派遣**  
6次産業化や農商工連携に必要な技術指導やデザイン開発、販路開拓などの助言・指導を受けることができます。

- ◆**補助金**  
原則として、2名以上の異なる専門家派遣を受け、所定の事業計画書を作成した後に、必要に応じて補助金を受けることができます。詳しくは下記までお問い合わせください。

【農政企画課農食ビジネス推進室(電話:214-8266)】

## 野菜・花き用パイプハウスの設置費用を助成します

野菜・花き等の安定生産及び安定供給を図るために必要な施設整備として、パイプハウス設置にかかる費用の一部を助成します。補助率や事業要件等内容の詳細については、下記へお問合せください。

- ◆**対象者**: 認定農業者、認定新規就農者、エコファーマー  
今年度中に施設を設置予定で助成を希望する方は、6月7日(月)までに事前調査票(※)を下記へ提出してください。(※)事前調査票の様式は下記の他、JA仙台各営農センターでも配布しています。

【農業振興課担い手育成係(電話:214-7327/FAX:214-8338)】

## レクリエーション農園を支援します

市民がレクリエーション目的で野菜などの栽培を行うレクリエーション農園の開設または修繕に必要な経費の一部を助成します。詳しくは下記へお問い合わせください。

また、開設している農園の情報について、市政だよりや市ホームページ等へ掲載を希望する方は、下記へご連絡ください。

対象経費	土地整備費、井戸工事費、看板設置費、駐車場整備費、休憩所及びトイレ設置費等
上限額	開設:30万円、修繕:15万円(ただし、経費の1/2以内で、予算の範囲内)
要件	概ね10a以上の農園面積であること、入園契約等を締結すること、修繕の場合は過去にこの助成を受けていないこと等

【農政企画課農食ビジネス推進室(電話:214-8266)】

## イノシシ等による農作物被害の対策を支援します

仙台市農作物有害鳥獣対策協議会では、イノシシ等による農作物被害の防止対策を行う団体等に対して、侵入防止柵の設置をはじめとする自主防除に必要な経費の一部補助を実施する予定です。

### ◆助成内容

(1)農作物被害防止施設(電気柵等)の設置	① 防除用施設の延長が連続して概ね1,000m以上の場合 …事業費の2/3以内(1,000mあたり33万円を限度) ② ①以外の場合…事業費の1/3以内(100mあたり3万円を限度)
(2)イノシシ用捕獲檻(クマ脱出口付)	購入経費の1/2以内(1基あたり6万円を限度)
(3)狩猟(わな)免許支援講習会受講料に対する助成	1人1回限り7,000円
(4)狩猟(銃)免許支援講習会受講料に対する助成	1人1回限り7,000円 ※(3)、(4)の助成を同時に受ける場合は合計7,500円
(5)猟銃等初心者講習会受講料に対する助成	1人1回限り6,900円

- ◆**対象者**  
農業者等が組織する団体(3名以上)等  
※助成内容の(4)と(5)は農業者に限定しません。  
※事後申請は対象となりませんので、事業実施前の申請をお願いします。



### ◆事業開始予定

補助の受付は令和3年6月上旬から始まる予定です。6月上旬以降に仙台市農作物有害鳥獣対策協議会のホームページ(<http://www.inocc.jp/>)をご覧ください。下記へ電話でお問い合わせください。

【農業振興課地域支援係(電話:214-8334)】

## 直轄災害復旧関連区画整理事業仙台東地区完工式が開催されました

仙台東地区の直轄災害復旧関連区画整理事業の完了に伴い、令和3年2月5日に完工式が開催されました。本事業は、東日本大震災に伴う津波により被災した農地及び農業用排水施設等の復旧とともに、大区画化を主体としたほ場整備を実施することで、農地の利用集積による経営規模の拡大と経営の合理化が図られ、農業生産性の向上及び農業経営の安定に資するものです。

完工式では、事業主体である東北農政局仙台東土地改良建設事業所長より本事業の経過報告があり、宮城県知事をはじめ各衆参議院議員、郡市長からは本市農業の持続的発展を望む言葉や関係機関及び地元農業者へ向けての感謝の言葉が送られました。また、謝辞として、仙台東土地改良区佐藤理事長より関係機関への感謝の言葉が送られました。



完工式の様子

【農林土木課管理係(旧ほ場整備推進室) (電話:214-7328)】

## 農地中間管理事業を活用する農地の貸付希望者を募集します

令和4年度の作付に向けて、農地中間管理事業を活用し、農地の貸付を希望する方の申込みを受け付けます。

農地中間管理事業では、宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)が、農地の貸付希望者から農地を借り受けて集積し、地域の担い手への農地の貸付を行います。

所有する農地への作付を行う予定のない方や農地の貸付先が見つからない方は、機構への農地の貸付をご検討ください。

### ◆注意事項

- ① 貸付先(耕作者)の選定は、機構に一任となります。貸付先を指定することはできません。
- ② 農地として利用が著しく困難な場合や、貸付先が見つからない場合は、機構が農地を借り受けないことがあります。
- ③ 仙台市以外の農地の貸付を希望する場合は、農地が所在する市町村にお問合わせください。

### ●経営転換協力金について

農業振興地域内の全ての自作地を機構に貸し付けた場合に、貸し付けた面積に応じて交付される経営転換協力金の対象となる場合があります。仙台市内の全ての農地が経営転換協力金の対象となるのは、(1)の期間の申込みでの契約が最後となります。経営転換協力金の交付を希望される方は、(1)の期間内に農地の貸付の申込みを行ってください。

対象農地	市街化区域を除く仙台市内の農地
貸付期間	原則10年以上
受付期間	(1)5月6日(木)から6月7日(月)まで (2)8月16日(月)から9月15日(水)まで
問合先及び申込先	JA仙台中央営農センター 電話:022-289-2914 JA仙台西部営農センター 電話:022-391-0150
その他	上記受付期間外でも申込みは受付しておりますが、受付期間の最終日を過ぎたものは次回受付期間分の取扱いとなります。

【農業振興課担い手育成係(電話:214-7327)】

## 農用地利用計画(一筆台帳)をホームページに公開しています

市では、優良な農地を保全し、各種施策を計画的に実施するため、「農業振興地域の整備に関する法律」により、「仙台農業振興地域整備計画」を定め、ホームページで公開しています。このうち、農用地利用計画(一筆台帳)では、農業振興地域内の土地における農用地区域区分や用途区分を確認できます。

なお、農用地利用計画の変更手続き等により公開されている情報が最新のものではない場合があります。また、公開されている台帳は公的な証明書ではありません。証明書の発行や開発規制の確認については、下記へお問合わせください。

市ホームページURL:

<https://www.city.sendai.jp/nosekikaku-chose/kurashi/shizen/norinsuisan/kihonjoho/noushinkeikaku.html>

仙台市 農業振興地域



【農政企画課企画調整係(電話:214-8265)】

### 【発行】仙台市経済局農林部(農政企画課、農業振興課、農林土木課)

〒980-0803 青葉区国分町3丁目6番1号 表小路仮庁舎(仙台パークビル9階)

電話 022-214-8265 FAX 022-214-8338 (農政企画課)

◆Eメール kei008110@city.sendai.jp (農政企画課)

◆H P <https://www.city.sendai.jp/kurashi/shizen/norinsuisan/index.html>



仙台市農林水産業ページ